

令和5年度栄町障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する方針

令和5年5月15日制定

1 目的

栄町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」）の調達の推進を図るため、令和5年度の方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、栄町全ての行政組織（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に定める施設とする。

4 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、福祉・子ども課とする。

5 調達する物品等及び目標

令和5年度の障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとし、その目標金額は1,500千円以上とする。

- (1) 物品（農作物、加工食品、会議用弁当、その他）
- (2) 役務（駅前等の清掃・除草作業、建物管理、その他）

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

- (1) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、適用部署に対してその情報を提供する。
- (2) 障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対し依頼する。
- (3) 随意契約の活用による調達

ア 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約（※）を積極的に活用すること。

※ 金額にかかわらず通常入札が必要な予定価格であっても、障害者支援施設等との契約であれば、随意契約ができるもの。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定による随意契約（※）において、見積書を徴する場合に

は、障害者就労施設等を含めて選定することに配慮すること。

※ 予定価格が、「物品の買入れ」：８０万円以下、「製造の請負」：１３０万円以下、「役務の提供」５０万円以下の場合、随意契約ができるもの。

ウ その他上記ア及びイを推進するため、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法や、履行期間、発注量を考慮するよう努めること。

7 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。